

項番	公募要領頁	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	-	全体		選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	【令和8年度予算の成立が前提となっていることから、スケジュールが変更となる場合があります。】 <調査事業選定まで> 令和8年4月24日 公募締切 ～5月上旬 調査事業選定（必要に応じ、ヒアリングを実施。） 5月中旬 選定結果公表（観光庁ウェブサイトに掲載。） <事業選定後> ～令和9年1月31日 事業計画書作成後、調査事業実施、中長期戦略の策定 中間報告会 調査事業終了後経費精算・報告 →事業実施者へ経費支払い （精算払い） 令和9年2月～3月 成果取りまとめ（成果報告会開催・資料公表等）
2	-	全体		今回の公募（令和8年3月26日（木）～令和8年4月24日（金））終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点で、二次公募の予定はありません。
3	-	全体		公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。	5件程度を想定しています。
4	-	全体		本事業の補助率（自己負担割合）はどのようになっているのか。	本事業は、事業実施者による取組を補助金や交付金によって支援するものではありません。 観光庁の調査事業として行うものであり、当該事業に要する経費を国費によって負担するものです。 また、国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり7.5百万円（税込）を上限とし、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。
5	-	全体		都心部から離れた地域の方が、採択されやすい・加点される等はあるのか。	地域を限定するものではありません。
6	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	どのような組織が代表事業者となるか。 また、観光コンテンツ事業者単体での申請は可能か。	体験型観光コンテンツを扱う観光コンテンツ事業者、または観光コンテンツ事業者を構成員や連携先事業者とする組織や団体、協議会等が代表主体となります。 また、地方誘客に向け、地域および事業者が一体となった取組を推進する観点から観光コンテンツ事業者単体での申請は認めません。
7	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	組織や団体・協議会等の「等」には何が含まれるのか。	民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有する否かは問いません。
8	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	応募の段階で、連携事業者との連携体制を確立させている必要があるか。連携先候補として調整中のものでも申請可能か。	申請前に調整等を行うようにしてください。 調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用等、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等した場合には、本申請を無効にします。
9	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	代表事業者と連携先について、書面等で連携が確認できる書類（同意書）は必要か。	申請時に書類の提出は求めませんが、申請前に連携事業者との調整等を行うようにしてください。 項番8と同様、調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用等、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等した場合には、本申請を無効にします。
10	1	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請対象者	他省庁等の類似事業で交付金や補助金を受け取っているが、申請可能か。	本事業と補助を受けている他事業の業務・重複する経費の棲み分けが明確であれば申請は可能です。
11	2	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する事業内容	地域の現状分析について、実証事業の対象エリアが複数となる場合はどのように分析すればよいか。	本実証事業にて取組を行う全てのエリアについて現状分析を行った上で、課題を抽出いただき、本実証事業にて取り組みたい内容の申請を求めます。
12	2	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する事業内容	中長期戦略は代表事業者のものを策定することになるか。	地域における高品質・高付加価値な観光コンテンツの持続的供給に向けた戦略を策定いただくことから、代表事業者だけでなく連携事業者を含めた申請団体全体の中長期戦略を取組んで策定いただけます。
13	2	Ⅱ. 募集内容等	3. 事業の実施に付随する業務	事業の進捗状況を適宜報告する必要があると記載があるがどれくらいの頻度での提出を想定しているか。	月次報告の月1回を想定していますが、必要に応じて追加の報告資料を求める場合があります。
14	4	Ⅱ. 募集内容等	5. 応募申請書の記載に当たってのポイント	伴走支援はどのタイミングで受けられるのか。	採択通知後から事業開始までの間に伴走支援者を配置することを想定しています。申請内容を基に改めて事業計画を作成いただく際に、伴走支援を行う専門家の意見を踏まえた事業計画を作成していただけます。
15	4	Ⅱ. 募集内容等	5. 応募申請書の記載に当たってのポイント	伴走支援者はどのような方が選定されているか。	観光庁・事務局において選定した伴走支援者は、観光コンテンツの造成や販売、地域ブランディング、マーケティング等に関して専門的な知見を有する者（民間の有識者・学識等）を想定しています。
16	4	Ⅱ. 募集内容等	5. 応募申請書の記載に当たってのポイント	申請者(代表主体)が希望する伴走支援者を依頼することは可能か	様式3の④「伴走支援者に指導・助言してほしい内容」欄に記入いただいた内容等、申請内容を加味し、観光庁・事務局で実証事業を行う上で適切な伴走支援者を配置する予定です。（事業開始前にヒアリングを行うことがあります。）
17	4	Ⅱ. 募集内容等	5. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	外的要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、実証事業期間を延長することは可能か。	実証事業期間は原則として令和9年1月31日までとしております。 個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありません。
18	5	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	出張等で利用する公共交通機関の上位クラスを利用することは可能か（例：ファーストクラス、グリーン車、特別室等）	公共交通機関の利用は最下級のクラスを利用することとなります。
19	5	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	出張等で利用するタクシーやレンタカーにかかった費用は対象経費となるか。	対象外です。 ただし、合理的な理由がある場合はその限りではありません。（電車・バスといった公共交通が存在しない等）
20	5	Ⅱ. 募集内容等	5. 対象経費	「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。	次のURLをご参照ください。（最新の改定情報をご確認ください。） https://www.digital.go.jp/resources/honorarium-guideline
21	5	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「借料及び賃料」について、本事業の実証事業において、借り上げる必要がある土地や建物の借料は対象経費となるか。	対象となります。 事業実施者における経常的な経費（例えば事務所等に係る家賃）は認められませんが、実証事業の実施に必要な場合は経費計上が可能となります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、あらかじめ所有者等の許可等を得る必要があります。土地や建物の購入は認められません。
22	5	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースとあるが、レンタルでも問題ないか。	お見込みのとおりです。
23	5	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	消耗品費とは概ねいくら程度のものまでになるか。	企業や組織において、資産計上されないもの（減価償却の対象とならないもの）までを指します。
24	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	事業実施にかかる費用を立て替えるために借入れをした際に発生した手数料・利子は対象経費となるか。	対象外です。
25	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。また、再委託費に上限はあるか。	申請に当たり特に制限はありませんが、経費の全額を一者に委託することはできません。 再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事務局が精査し判断します。 また、再委託費に上限はありませんが、事業の主たる部分（企画・取りまとめ等）の再委託はできません。 （再委託費が過大になる場合には委託内容や委託の内訳についての説明を求めることがあります。）
26	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託先からの更なる委託（再々委託）は認められるか。	申請に当たり特に妨げませんが、再々委託可否の詳細については、選定後に観光庁及び事務局が精査し判断します。
27	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	精算払いと記載があるが、中間精算は可能か。	中間精算は実施せず、事業完了後の一括精算にて支払いを行います。
28	6	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	選定過程及び選定後において、伴走支援者等の意見により実証事業の内容を変更することとなった場合は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	お見込みのとおりです。選定後は、選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内での総額及び内訳の変更が認められます。（観光庁・事務局の承認が必要となります。）
29	7	Ⅱ. 募集内容等	7. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で作成したWebサイトは実証事業終了後も継続して利用可能か。	利用可能です。
30	7	Ⅱ. 募集内容等	7. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	経費計上期間が過ぎた場合の取扱はどうなるのか。	経費計上期間は、原則として令和9年1月31日までとしております。 外的要因等で延長せざるを得ない状況の場合は、期間後の経費についても適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。
31	8	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>に記載されている事項は、提案内容に含まれている場合は加点されるだけであり、含まれていない場合は減点されるものではないという理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。<審査における加点項目>に記載の観点は、申請における必須事項ということではありません。

項番	公募要領 頁	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
32	8	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>のうち、「先駆的DMO等、観光庁が登録した『登録観光地域づくり法人(DMO)』が実施体制に参画していること。」について、「観光地域づくり候補法人(候補DMO)」が参画する場合も加点されるか。	「観光地域づくり候補法人(候補DMO)」の場合は加点はありません。
33	8	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	ヒアリングがされなかった場合、実証事業として選定されないのか。	ヒアリングは必要に応じて行うものであり、ヒアリングされなければ選定されないといったものではありません。
34	11	V. 留意点	1. 申請内容等について	「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。	採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等した場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和9年2月以降に、観光庁及び事務局が精査した上で判断します。
35	12~13	V. 留意点	5. その他	成果物の「著作権」に関する記載があるが、広告宣伝で作成するデータの使用期限も令和9年1月31日までか(例: 広告・ポスター・パンフレット等の制作データを継続して使用することは可能か。また、当該制作データの増刷や再編集を行い、継続して利用することは可能か。)	実証事業の成果物とは、事業実施報告書等の資料を指します。お示しのデータは成果物ではないため、継続して使用することは可能です。